

平成29年第2回下仁田町議会定例会会議録第2号（8日）

招集年月日	平成29年6月7日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及び宣言	開 会	平成29年 6月 7日午前10時00分			議 長	佐藤 勇二
	閉 会	平成29年 6月 15日午前10時49分			議 長	佐藤 勇二
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 12名 欠席 名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	小 須 田 肇	○	7	佐 藤 勇 二	○
	2	岡 田 邦 敏	○	8	千 野 榮 治	○
	3	永 井 正 之	○	9	島 崎 紘 一	○
	4	木 暮 弘 元	○	10	堀 口 博 志	○
	5	岩 崎 正 春	○	11	岡 田 武 二	○
	6	佐 藤 博	○	12	佐 藤 公 夫	○
会議録署名議員	2番	岡 田 邦 敏	3番	永 井 正 之		
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局 長	樋 口 令 子		書 記	小 井 土 直 也	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男		福祉保険課長	岡 野 均	
	副 町 長	吉 弘 拓 生		保健環境課長	猪 野 馨	
	教 育 長	茂 木 学		農 林 課 長	岡 田 恵 子	
	町 長 公 室 長	荻 野 英 雄		商工観光課長	林 通 典	
	総 務 課 長	浅 川 幸 則		建設ガス水道課長	神 戸 宏	
	地 域 創 生 課 長	岩 井 収		教 育 課 長	大 河 原 順 次 郎	
	住 民 税 務 課 長	大 小 原 敏 江				
	会 計 課 長	(住民税務課長兼務)				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第2号 議員派遣の件について
- 報告第3号 平成28年度下仁田町繰越明許費繰越計算書について
- 報告第4号 甘楽郡土地開発公社経営状況の報告について
- 2 第34号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町固定資産評価員の選任について）
- 3 第35号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町税条例等の一部を改正する条例）
- 4 第36号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 5 第37号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度下仁田町一般会計補正予算（第6号））
- 6 第38号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 7 第39号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号））
- 8 第40号議案 下仁田町農業委員会委員に占める認定農業者の数について
- 9 第41号議案 下仁田町農業委員会委員の任命について
- 10 第42号議案 下仁田町農業委員会委員の任命について
- 11 第43号議案 下仁田町農業委員会委員の任命について
- 12 第44号議案 下仁田町農業委員会委員の任命について
- 13 第45号議案 下仁田町農業委員会委員の任命について
- 14 第46号議案 下仁田町農業委員会委員の任命について
- 15 第47号議案 下仁田町農業委員会委員の任命について
- 16 第48号議案 下仁田町農業委員会委員の任命について
- 17 第49号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 18 第50号議案 下仁田町の特別職の職員で非常勤のもの諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 19 第51号議案 下仁田町自然史館の設置及び管理に関する条例
- 20 第52号議案 町道路線の変更について
- 21 第53号議案 財産の取得について

- 22 第54号議案 平成29年度下仁田町一般会計補正予算（第1号）
23 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書採択に関する陳情書

会 議 の 経 過

開 会 平成29年6月8日 午前10時00分

○議長 佐藤勇二 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、報告第2号 議員派遣の件、会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中に議員派遣がありましたので報告いたします。

○議長 佐藤勇二 次に、報告第3号 平成28年度下仁田町繰越明許費繰越計算書についてを総務課長に報告を求めます。総務課長

（浅川幸則総務課長 登壇）

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号 平成28年度下仁田町繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度下仁田町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成28年度下仁田町繰越明許費繰越計算書、款の区分と事業名、繰越額を申し上げます。

一般会計、2款総務費、住民基本台帳管理65万4,000円、3款民生費、臨時福祉給付金支給事業2,968万7,000円、6款農林水産費、ぐんま緑の県民基金事業356万円、7款商工費、「道の駅しもにた」再整備事業1億6,134万円、8款土木費、橋梁維持管理2,911万9,000円、公営住宅建設事業4,320万円、合計4億7,343万円のうち、翌年度繰越額は2億6,756万円で、財源内訳は、未収入特定財源2億1,631万6,000円、一般財源5,124万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長 佐藤勇二 次に、報告第4号 甘楽郡土地開発公社経営状況の報告についてを地域創生課長に報告を求めます。地域創生課長

(岩井収地域創生課長 登壇)

○地域創生課長 岩井収 命によりまして、報告第4号についてご報告申し上げます。

報告第4号 甘楽郡土地開発公社経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘楽郡土地開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、経営状況をあらわすものとして添付いたしました書類の内容については、さきの全員協議会にてご説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 佐藤勇二 以上で報告を終わりました。

ここで暫時休憩をします。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時03分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開します。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第2、第34号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町固定資産評価員の選任について)を議題とし、提案理由の説明を町長公室長に求めます。町長公室長

(荻野英雄町長公室長 登壇)

○町長公室長 荻野英雄 命によりまして、第34号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町固定資産評価員の選任についてを専決処分する。

平成29年4月1日、下仁田町長 原秀男。

下仁田町固定資産評価員の選任について、下仁田町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、大小原敏江、XXXXXXXXXX

平成29年4月1日、下仁田町長 原秀男。

理由、人事異動により平成29年4月1日付で選任する必要が生じたためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第34号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時07分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開いたします。

○議長 佐藤勇二 次に日程第3、第35号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町税条例等の一部を改正する条例)を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(大小原敏江住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 大小原敏江 命によりまして、第35号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第35号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町税条例等の一部を改正する条例を専決処分する。

平成29年3月31日、下仁田町長 原秀男。

理由でございます。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法

律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行することとされたことに伴い、関連する下仁田町税条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

下仁田町税条例等の一部を改正する条例、第1条下仁田町税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

8ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。町民税に関する経過措置以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第35号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第35号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第4、第36号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(大小原敏江住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 大小原敏江 命によりまして、第36号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第36号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定

によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成29年3月31日、下仁田町長 原秀男。

理由といたしまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年2月22日に公布されたことに伴い、関連する下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、下仁田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第23条第2号中、「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中、「48万円」を「49万円」に改める。

附則、施行期日、第1条、この条例は平成29年4月1日から施行する。
適用区分、第2条、この条例による改正後の下仁田町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第36号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第36号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第5、第37号議案 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度下仁田町一般会計補正予算(第6号))を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第37号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第37号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成28年度下仁田町一般会計補正予算(第6号)を専決処分する。

平成29年3月31日、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成28年度下仁田町一般会計補正予算(第6号)、平成28年度下仁田町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,221万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,247万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

平成29年3月31日専決処分、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款町税1,529万8,000円、2款地方贈与税49万7,000円、3款利子割交付金44万4,000円の減、4款配当割交付金39万5,000円の減、5款株式等譲渡所得割交付金75万3,000円の減、6款地方消費税交付金298万円の減、7款ゴルフ場利用税交付金……

(「違うな」の声あり)

○総務課長 浅川幸則 6款地方消費税交付金234万6,000円、7款ゴルフ場利用税交付金298万円の減、8款自動車税取得税交付金141万8,000円、10款地方税1,483万5,000円、13款使用料及び手数料78万2,000円の減、14款国庫支出金82万6,000円の減。

次のページをお願いいたします。

15款県支出金55万円、16款財産収入78万7,000円、17款寄附金581万8,000円、18款繰入金6,107万6,000円の減、20款諸収入500万3,000円の減、21款町債150万円の減、歳入合計55億2,468万4,000円から3,221万円を減額し、54億9,247万4,000円としております。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款総務費285万円の減、3款民生費68万8,000円、4款衛生費272万1,000円の減、6款農林水産費37万7,000円、7款商工費1,137万4,000円の減、8款土木費297万円の減、9款消防費171万6,000円の減、10款教育費1,152万4,000円の減、13款諸支出金12万円の減、歳出合計55億2,468万4,000円から3,221万円を減額し、54億9,247万4,000円としております。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、変更でございます。起債の目的、過疎対策事業、過疎対策事業債、限度額6億4,090万円から150万円を減額し、6億3,940万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じで記載のとおりでございます。

7ページからの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

また、9ページの2の歳入及び14ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第37号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第37号議案は原案のとおり承

認されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第6、第38号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題とし、提案理由の説明を福祉保険課長に求めます。福祉保険課長（岡野均福祉保険課長 登壇）

○福祉保険課長 岡野均 命によりまして、第38号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第38号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成28年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分する。

平成29年3月31日、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成28年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第4号）、平成28年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,656万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決処分、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款保険料2万3,000円の減、3款国庫支出金18万1,000円の減、4款支払基金交付金11万9,000円の減、5款県支出金5万4,000円の減、7款繰入金5万4,000円の減、歳入合計12億8,699万8,000円から43万1,000円を減額し、12億8,656万7,000円としたいとしますのでございます。

3ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。2款保険給付費203万6,000円の減、5款地域支援事業費160万5,000円、歳出合計12億8,699万8,000円から43万1,000円を減額し、12億8,656万7,000円としたいとしますのでございます。

次に、4ページの歳入歳出予算事項別明細でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

また、5ページの2の歳入及び7ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第38号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第38号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第7、第39号議案 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号))を議題とし、提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長

(神戸宏建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸宏 命によりまして、第39号議案をご提案、ご説明申し上げます。

第39号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成28年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）を専決処分する。

平成29年3月31日、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成28年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）、平成28年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,881万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

平成29年3月31日専決処分、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。

歳入をごらんください。2款使用料及び手数料3万6,000円、3款国庫支出金23万6,000円、4款県支出金41万2,000円の減、5款財産収入2,000円、6款繰入金38万3,000円、8款諸収入6万5,000円、9款町債90万円の減、歳入合計5,940万円から59万円を減額し、5,881万円としたいとします。

次に、歳出をごらんください。1款浄化槽整備事業費86万3,000円の減、2款公債費27万3,000円、歳出合計5,940万から59万円を減額し、5,881万円としたいとします。

第2表地方債補正、変更でございます。起債の目的、浄化槽施設設置事業（下水道事業債及び浄化槽施設設置事業）、過疎対策事業債ともに限度額450万円、限度額900万円から下水道事業債を40万円減額し、410万円に、過疎対策事業債を50万円減額し、400万円とし、限度額計810万円にしたいとします。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じで記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書ですが、1の総括については、説明を省略させていただきます。

5ページの2の歳入、7ページの3の歳出につきましては、さきの全員協

議会で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第39号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 佐藤勇二 挙手多数であります。よって、第39号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第8、第40号議案 下仁田町農業委員会委員に占める認定農業者の数についてを議題とし、提案理由の説明を農林課長に求めます。農林課長

(岡田恵子農林課長 登壇)

○農林課長 岡田恵子 命によりまして、第40号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第40号議案 下仁田町農業委員会委員に占める認定農業者の数について、下仁田町農業委員会委員のうち少なくとも4分の1を認定農業者とすることについて、議会の同意を求める。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由でございます。

下仁田町農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者が委員の過半数に満たないため、委員の少なくとも4分の1を認定農業者とすることについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、この案を提出します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討

論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第40号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第40号議案は原案のとおり同意されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第9、第41号議案から日程第16、第48号議案を下仁田町農業委員会委員の任命についてを一括議題とし、提案理由の説明を農林課長に求めます。農林課長

(岡田恵子農林課長 登壇)

○農林課長 岡田恵子 命によりまして、第41号議案から第48号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第41号議案 下仁田町農業委員会委員の任命について、下記の者を下仁田町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、[REDACTED]、氏名、田村智束、[REDACTED]

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、委員の公選制が廃止され、町長による任命制となったため。

第42号議案から第48号議案までは同提案理由のため、住所、氏名、生年月日のみ朗読させていただきます。

住所、[REDACTED]、氏名、佐俣修一、[REDACTED]

第43号議案、住所、[REDACTED]、氏名、今井均、[REDACTED]

第44号議案、住所、[REDACTED]、氏名、園部隆、[REDACTED]

第45号議案、住所、[REDACTED]、氏名、新井清司、[REDACTED]

第46号議案、住所、[REDACTED]、氏名、大井まり子、[REDACTED]

第47号議案、住所、[REDACTED]、氏名、庭屋厚司、[REDACTED]

第48号議案、住所、[REDACTED]、氏名、大澤善正、[REDACTED]

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、委員の公選制が廃止され、町長による任命制となったためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、第41号議案 下仁田町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

第41号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 ご異議ないものと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、第42号議案 下仁田町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

第42号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 ご異議ないものと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、第43号議案 下仁田町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

第43号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 ご異議ないものと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、第44号議案 下仁田町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

第44号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 ご異議ないものと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、第45号議案 下仁田町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

第45号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 ご異議ないものと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、第46号議案 下仁田町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

第46号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 ご異議ないものと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、第47号議案 下仁田町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

第47号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 ご異議ないものと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、第48号議案 下仁田町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

第48号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 ご異議ないものと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(「議長、すみません、休憩をとっていただけますか」の声あり)

○議長 佐藤勇二 暫時休憩をします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前11時07分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開をします。

○議長 佐藤勇二 次に日程第17、第49号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を町長公室長に求めます。町長公室長

(荻野英雄町長公室長 登壇)

○町長公室長 荻野英雄 命によりまして、第49号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第49号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第49号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第18、第50号議案 下仁田町の特別職の職員で非常勤のもの諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を農林課長に求めます。農林課長

(岡田恵子農林課長 登壇)

○農林課長 岡田恵子 命によりまして、第50号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第50号議案 下仁田町の特別職の職員で非常勤のもの諸給与支給条例の一部を改正する条例、下仁田町の特別職の職員で非常勤のもの諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、「農業委員会会長、年額32万8,000円。会長代理、年額22万7,000円。委員、年額19万4,000円。農地利用最適化推進委員、年額19万4,000円」を「農業委員会会長、年額基本給32万8,000円、年額能率給24万円以内で町長が別に定める額。会長代理、年額基本給22万7,000円、年額能率給24万円以内で町長が別に定める額。委員、年額基本給19万4,000円、年額能率給24万円以内で町

長が別に定める額。農地利用最適化推進委員、年額基本給19万4,000円、年額能率給24万円以内で町長が別に定める額」に改める。

附則、この条例は、平成29年7月20日から施行する。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、第50号議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

千野榮治議員

○8番 千野榮治 資料がちょっとここに持って来なかったんであれですけども、農地利用最適化推進委員ということなんですけれども、これは何名ということでありましたか。決まっていたんでしたっけ。それだけちょっと教えてもらいたいです。

○議長 佐藤勇二 農林課長

○農林課長 岡田恵子 10名でございます。

○議長 佐藤勇二 千野榮治議員

○8番 千野榮治 そうすると、全部で19名で、これから農業委員会を運営していくということよろしいんですか。

○議長 佐藤勇二 農林課長

○農林課長 岡田恵子 18名でございます。農業委員が8名で、農地最適化推進委員が10名で、18名でございます。

○議長 佐藤勇二 千野榮治議員

○8番 千野榮治 そうすると、農業委員の、今まででいうと一部委員のことが農業委員ということだったんですよね、選挙で選出をされるということが農業委員ということだったんだよね。今度法律が何か変わった関係で選挙じゃなく町長の任命ということに変わったわけなんだけれども、それが上の委員、会長、会長代理ということで、下のほうは、前と言う選挙をしない有識者枠がちょっとあったと思うんだけれども、そういうふうに変ったんですかね。その辺のところの人数が10名と多いんだけれども、その辺ちょっと新しく変ったんで、その辺だけちょっと教えてもらいたいたいんだけれども。

○議長 佐藤勇二 農林課長

○農林課長 岡田恵子 有識者とかそういったのはなくて、農地最適化推進委員さんは、主に地域で活動していただく実働部隊といいますかそういう方で、きのうもちょっとご説明しましたが、農業委員さんは、国は地域を区切らず全体を見なさいというふうな言い方をしております。農業委員も農地利用最適

化委員さんも連携して行っていただくということは変わらないんですが、農業委員さんの主な仕事としましては、今までの農業委員さんのように農地の転用なりの審査とかそういったことで、農地利用最適化推進委員さんは、農地パトロールのような現場を見て回るということ、大まかには分かれさせませんけれども、わかりやすく言うとするならばそういった形のようになります。

○議長 佐藤勇二 千野榮治議員

○8番 千野榮治 私、農業者じゃないんでわからないんですけども、前は一応選挙で出てきて、それで農業委員に、一応委員になって、その中で有識者枠といいますかが何名かいて、昔でいうと議員枠もちょっとあったようなんですけども、そういう人が何名かは、農業委員の選挙後に要するに誰ということで決めたわけなんですけれども、きのうの説明でいうと、この適正化委員さんは、この委員さんはここで、議会で諮っていいということなんで、この人たちが決めるということですよ。まだ決まっていないわけですよ。この適正化推進委員というのもメンバーは決まっていないわけですよ。それは、農業委員さんの中で話し合っ、各地区からということなんです。そういうことじゃないんだ、もう決まっているんですか、メンバーが。

○議長 佐藤勇二 農林課長

○農林課長 岡田恵子 今度、法が改正されまして、応募か推薦制というふうになりました。なので、今までのような有識者を選任するとかというのは一切廃止をされております。応募か推薦という形になります。

それで、最適化推進委員さんにつきましては、一応地元から推薦が10名されて今来ておまして、ホームページ上では公表しております。なので、ご確認いただければと思うんですけども、こういった会長とか会長代理につきましては、農業委員会のこの委員の中から互選していただきますので、その互選していただいた最適化推進委員さんは農業委員会長が任命しますので、こちら会長が決まった段階で今推薦されてきている10名の方に委嘱をしていただくというふうな流れになります。

○議長 佐藤勇二 千野榮治議員

○8番 千野榮治 じゃ私の勘違いだったのかもしれないんですけども、このきょう決まった委員の人たちは町長が任命すると、それは今度、法が変わったからということ、そのこの委員さんの任命というのは、あくまで町長が全部、地区関係なく拾い出したもの、それとも区長側から何かから推薦されたのか。その辺の選抜はどういうふうな格好をとったのか。その全員協議会の中で聞

いたかどうかちょっと私はその覚えがないんだけど、この今決まった人たちは町長任命だから、町長部局では選任をしたのか。地区には声をかけていないということかな。

○議長 佐藤勇二 農林課長

○農林課長 岡田恵子 きのうちちょっと申し上げたんですけれども、応募と推薦で、応募は誰もいらっしやいせんでした。こちらの8名につきましては、全て推薦で上がってきております。推薦は3名以上の推薦者で推薦されればよいというふうに決まっておりますので、8名につきましては、3名以上の推薦者が出てきております。

○議長 佐藤勇二 千野榮治議員

○8番 千野榮治 これ最後にするからね。そうすると、要するに農業認定者の人たちが、きょう決まった人、3名以上の推薦をつけて町長に出してきて、町長がそれを見て、じゃいいよということで任命をしたということなんだね。区長さんというんじゃなくて、3名の人の要するに推薦がついたからということのきょう決まった委員さんということなんだね、それでいいのかな。

○議長 佐藤勇二 農林課長

○農林課長 岡田恵子 お話はきのうもしましたが、代表区長さんにはこういった制度が変わったのでご協力をお願いしますということは、お話しはいたしました。ただ、先ほども言いましたように、地区を区切るということはしないよという国の指導もございますので、大っぴらにはできないという面もあるんですけれども、ただ区長さんには一応お願いをしました。そこで出てきたのがこの8名でございます。

○議長 佐藤勇二 よろしいですか。そのほかに質疑ございますか。

佐藤公夫議員

○12番 佐藤公夫 50号議案の中で、農業委員会の委員は会長が1名、会長代理が何名ですか。

○議長 佐藤勇二 農林課長

○農林課長 岡田恵子 1名でございます。

○12番 佐藤公夫 残り委員は何名。

○農林課長 岡田恵子 5名でございます。ごめんなさい、6名でございます。

○12番 佐藤公夫 そうすると、この議案はどうしてこういう議案を提出したか。農地利用適正化推進委員は農業委員会の委員じゃないはずですね。

○議長 佐藤勇二 農林課長

○農林課長 岡田恵子 農業委員会の中に、農業委員会というのは下仁田町農業委

員会の中に農業委員と農地最適化推進委員さんがいらっしゃって、どちらも常勤特別職のこちらのほうに該当になります。

○議長 佐藤勇二 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 了解しました。農業委員会の中には、農業委員が8名と農業委員会が推薦した農地利用適正化推進委員が8名いるということですね。

(「10名だよ」の声あり)

○12番 佐藤公夫 10名か。ということですね。はい、了解です。

○議長 佐藤勇二 そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第50号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第19、第51号議案 下仁田町自然史館の設置及び管理に関する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(大河原順次郎教育課長 登壇)

○教育課長 大河原順次郎 命により、第51号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第51号議案 下仁田町自然史館の設置及び管理に関する条例、下仁田町自然史館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する。

改正内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成29年9月1日から施行する。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、第51号議案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

島崎紘一議員

○9番 島崎絃一 管理に関する条例全てを改正するという主たる原因についてお尋ねをいたします。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 ご説明いたします。

以前の自然史館が貸館の業務のところは条例にうたわれているだけでありました。それで、自然史館につきましては、登録が博物館を目指すところもありますので、博物館に合った条例の改正といたしました。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一議員

○9番 島崎絃一 そうすると、別表第2にあるように、一般200円、高校生以下100円と、そのための条例改正という理解でよろしいわけですか。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 それだけではなく、設置の目的であったり自然史館を運営していくための博物館法による協議会の設定などを条例の中でうたいました。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 さきの全協でもお尋ねしたわけですがけれども、博物館というのはそれなりの資格のある人が常駐しているということなんで、細かいやりとりは全協でしたわけですがけれども、その辺のところ積極的にできれば年度内に常駐されるような資格のある人がいるような形をとっていただきたいと思うんですけれども、その辺の意気込みについてお伺いをしたいと思います。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 ご存じのとおり、中村館長に来ていただいております。その指導のもと、今努力を続けているところがございますので、その点をご理解いただければというふうに思います。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 教育長、担当課長いるわけで、外部から来ている人をお願いして任せてありますと聞くと他力本願的な部分もあるんで、その辺執行部として積極的なリーダーシップをとる必要があると思うんですけれども。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 今、島崎議員からご指摘をいただきました。学芸員につきましては、これから私のほうで指導をいたしまして早いうちに、年内とここで申し上げたいんですが、早いうちに資格を取らせたいというふうに考えております。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 決意のほどが伺えてほっとしているところですが、具体的に入館料を取ることになると、当然それに対する要綱なり、休日なり時間なりがあると思うんですけれども、その辺まとまっていれば報告をお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 規則で定めさせていただきたいと思っております。それで休館日につきましては、ローテーションの関係もありますので、水曜日休館ということで進めさせていただければというふうに思っています。旅の形態も変わりました、日・月の旅も多くなってきましたので、休館日を水曜日に定めたいということで考えております。

あと、料金の徴収につきましては、2階の展示室のほうも大分整理がついてまいりました。そのこともありまして、歴史館と同様に入館料をいただいて、より中の展示を充実していきたいというふうに考えております。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 これを見ると9月1日から施行するとあるわけですが、有料になるということは9月からという理解でよろしいですか。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 広報も含めまして、9月1日までに広報をして、有料化、休館日等をそれまでに広報したいというふうに考えております。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 最後ですけれども、有料になったために来校者が減った、減ることのないように、料金を取るからにはそれなりのやはりジオパークとしての接客の向上を図っていただきたい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 佐藤勇二 そのほかございますか。

佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 これの11条、とかく、条例はつくるんですけれども、規則はできておりますね。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 規則はできております。教育委員会の中では検討もいただきました。

○議長 佐藤勇二 そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討

論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第51号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第20、第52号議案 町道路線の変更についてを議題とし、提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長
(神戸宏建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸宏 命によりまして、第52号議案をご提案、ご説明いたします。

第52号議案 町道路線の変更について、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を下記のとおり変更する。変更路線は4路線でございます。変更内容につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、第52号議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第52号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第21、第53号議案 財産の取得についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第53号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第53号議案 財産の取得について、次のとおり財産を取得したいので、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、名称、消防自動車、2、種類及び数量、可搬式小型動力消防ポンプ付積載自動車4WD1台、3、契約の方法、指名競争入札、4、契約金額1,474万2,000円(税込)、5、契約の相手方、群馬県高崎市矢中町821番地、温井自動車工業株式会社、代表取締役、温井勲雄。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第53号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第22、第54号議案 平成29年度下仁田町一般会計補正予算(第1号)を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第54号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第54号議案 平成29年度下仁田町一般会計補正予算(第1号)、平成29年度下仁田町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1億1,755万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億155万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

平成29年6月7日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出補正予算でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。14款国庫支出金6,302万3,000円、18款繰入金1,637万5,000円の減、20款諸収入4,019万4,000円の減、21款町債1億1,110万円、歳入合計51億8,400万円に1億1,755万4,000円を増額し、53億155万4,000円としたいとするものです。

次に、歳出でございます。2款総務費1億1,155万4,000円、7款商工費600万円、歳出合計51億8,400万円に1億1,755万4,000円を増額し、53億155万4,000円としたいとするものです。

3ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、変更でございます。起債の目的、過疎対策事業、限度額3億3,090万円に1億1,110万円を追加し、4億4,200万円としたいとするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じで記載のとおりでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、5ページの2の歳入及び6ページの3の歳出につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、第54号議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結し、第54号議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第23、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書採択に関する陳情書は、総務常任委員会に付託したいと思います。

○議長 佐藤勇二 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

(「議長」の声あり)

○9番 島崎紘一 本日の日程を終了する前に、先ほど長時間にわたって休憩をしたわけですが、40号議案関連について何ら説明がない。最終日までどういう対応をするのか、その辺の説明をお願いします。

○議長 佐藤勇二 先ほどの40号の件ですが、修正をすることにしましたので、今、県のほうの議長会に確認をしているところでございます。修正案をどういうふうに出せば一番いいのかという方法も含めて、今考えているところでありますけれども。

○議長 佐藤勇二 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 いずれにしても、40号議案がはっきりしないと次の人事案件に相当な影響があるわけで、本定例会に最終的な修正を出すように努力をお願いしたいと思います。

それともう一つ、町長に伺いますが、専決処分について一般会計から特別会計に繰り出しがあるわけですが、一般会計からの繰り出しで特別会計の補正がない箇所があるわけですが、ただ議員としては提出された議案以外に審議するわけにいかないの、最終日までに納得のいくような対応をとっていただきたい。よろしくお願いします。

○議長 佐藤勇二 それでは、島崎君の言うように、今定例会中には処理したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 平成29年6月8日 午前11時41分